

委任契約書

委任者（ ）を甲とし、受任者（特定社会保険労務士）^{いけべ まさあき} 池邊 雅章 を乙と
して、甲と乙は次のとおり障害年金の（裁定・審査・再審査・額改定・
支給停止事由消滅届・障害状態確認届）請求又は届出の委任契約を締結する。

第1条（委任事項）

甲は乙に対して、障害年金の請求手続き及びその付随業務を委任し、乙はこれを受任する。

- 市区町村役場又は年金事務所等での障害年金受給要件の調査。
- 障害年金請求書類の取り寄せ。
- 障害年金請求書類の作成指導、または作成。
- 必要に応じて、医師への診断書等証明書の作成依頼書の作成または依頼時の同行。
- 必要に応じて、上記医師の診断書等の受取り代行。
- 診断書の記入内容の助言と点検。
- 「病歴・就労状況等申立書」等、請求に係る申立書の作成指導、または作成。
- 必要に応じて、戸籍謄本、住民票、所得証明書等の障害年金請求に添付すべき書類の取揃え。
- 市区町村役場又は年金事務所等への請求書の提出および折衝。
- 請求代理人として年金事務所等からの問い合わせ、照会に対する応対。
- 審査の進捗状況と結果の確認。
- その他（ ）

上に掲げる項目以外の業務については、別途協議する。

第2条（委任期間）

令和 年 月 日から障害年金の裁定結果がおりるまでの間とする。

第3条（認定決定の非保障）

委任契約は障害年金の請求手続き業務を委任する契約に限定され、認定決定を保障するものでないことを確認する。

第4条（成功報酬）

障害年金の支給が決定した場合は、報酬として甲は乙に、当事務所で策定した第13条の報酬規定により、年金の初回振込日から7日以内に現金にて支払うものとする。但し、必要な場合は以下に記載する乙の指定銀行に振込むか、または郵便局の普通為替にて支払うものとする。

なお、不支給となった場合、乙は甲に報酬を請求しないものとする。

指定銀行 : ○○○○○○銀行○○○○○○○支店
口座番号 : ○○○○○○
口座名義人 : 池邊 雅章 (イケベ マサアキ)

第5条 (第3者行為及び労災補償との関係)

障害年金を受給したことにより「第3者からの損害賠償補償金又は労災補償金」が一部調整(減額)となった場合であっても、当事務所で策定した別添報酬規程には何ら影響を与えないものとする。

第6条 (契約時金)

契約時金は第1条に該当する業務を行うために要した通信費・交通費等の諸経費に充当させて頂きます。尚、請求の結果障害年金をもらえなかった場合でも返金はいたしません。

又、横浜市以外の遠方での交通費はその都度ご相談させて頂きます。

第7条 (着手金)

着手金は審査請求、再審査請求をする場合の通信費・交通費、請求資料の収集・作成等に充当させて頂きます。

第8条 (その他の文書代)

書類作成に必要なため官公庁に支払う文書代等が発生した場合については乙が立替え、甲に実費請求する。

第9条 (診断書料等の費用)

診断書料、受診状況等証明書代、およびその他の障害年金請求に必要な医療関係書類費は甲が負担するものとする。

第10条 (乙の責務)

乙は社会保険労務士法により、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。また、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らし、盗用してはならない。

第11条 (契約の解除)

甲乙ともに、本契約を解除する事ができる。

なお、甲が本人の事情により契約を解除した場合、甲の責めに帰すべき事由で業務の遂行ができず乙が契約を解除した場合、甲は乙に違約金を支払う。(金額は別途協議する)

第12条 (遅延損害金)

本契約に定める成功報酬の支払いを遅延した時、乙は甲に対して遅延金につき 14.6%の割合で督促期限の翌月から完納の日の前日までの日数によって計算した遅延損害金を請求することができる。